

# 待機児童対策について

## 待機児童対策

### 本町における待機児童数

- (1) 平成29年4月1日時点 57名  
(内訳:0歳児 4人、1歳児 43人、2歳児 7人、3歳児 3人 4~5歳児 0人)  
(2) 平成30年3月1日時点 135名  
(内訳:0歳児 82人、1歳児 41人、2歳児 8人、3歳児 1人 4~5歳児 3人)

### 考える施策

※地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業等)の整備による受け入れ拡充  
⇒ 待機児童の大半が0~2歳の低年齢児であることから、その年齢区分のみが拡充されることで大きな効果が期待できる。しかし、地域型保育事業は卒園児(3歳児)の受け入れのための連携施設を設定する必要があるが、本町においては平成30年4月1日開所予定の施設を含めてすでに5箇所の地域型保育事業があるため、今後整備を進めた場合に既存の保育施設のみで連携施設を設定することが困難である。

### 課題

低年齢児(0~2歳)の受け入れ拡大



低年齢児の受け入れを拡充する為には3歳児の受け入れも併せて拡充する必要があるため、教育委員会と協議が必要